

# 瀬田中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月

世田谷区立瀬田中学校

(平成30年4月改定)

(令和3年3月改定)

(令和4年4月改定)

(令和5年4月改定)

(令和6年5月改定)

# 瀬田中学校いじめ防止基本方針

## 第1 いじめ防止等の基本的な方針

### 1 基本方針策定の意義

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的の下に、学校、家庭、地域、世田谷区、その他の関係機関が相互に連携し、世田谷区いじめ防止基本方針等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

### 2 いじめの定義

『いじめ』とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

※ いじめを見落とすことがないよう、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえる。行為がいじめに当たるか否かは、いじめの背景にある事情を把握し、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、慎重に行う必要がある。いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあることから、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。なお、いじめられた児童・生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、相手を傷つけたがすぐに謝罪し、再び良好な関係を築くことができたりした場合には、例えば「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟かつ適切に対処する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

## 第2 いじめ防止等の具体的な対策

### 1 学校において実施する施策

いじめは、どの生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうるものである。また、多くの生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されることや、被害生徒に対しては見守りを行うなど、徹底して守り通すことが大切である。

これらの認識の上で、学校、家庭、地域、区、教育委員会、その他の関係機関等の連携の下、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策を推進する。

## (1) いじめの未然防止

全ての生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、教職員が生徒の多様性を認めることで、全ての生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重する心の通う望ましい人間関係を育むために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取り組みを推進する。

また、いじめが生まれにくい環境づくりにつながるよう、全ての教育活動を通じて、人権教育、道徳教育及び体験・体感活動の充実を図り、生徒が自らいじめの問題について考える主体的な活動を推進する。

さらに、年3回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全ての教職員の共通認識を図る。校長は、研修を通して、所属教職員一人一人が「チェックリスト」を活用して自分の取組を振り返り、改善を図ることができるよう適切な助言を行う。

### 具体的な取組

- ① 全ての教育活動を通じて、人権感覚の高揚を図る。
- ② 2者面談(ふれあい週間、ふれあい月間)と3者面談(教育相談)を計画的に実施する。
- ③ Hyper-QU調査及びQ-U調査を活用して生徒理解を深め、学級経営に生かす。
- ④ 1年生を対象にした「いじめ防止プログラム」を実施する。
- ⑤ 「携帯・スマートフォン瀬田中推奨ルール」の周知を図り、家庭と連携した健全な情報機器使用の環境づくりに取り組む。
- ⑥ 教育活動を通して自己有用感を育むために、学習環境の整備、学習指導の工夫、話合い活動などを充実する。
- ⑦ 「いじめ総合対策【2次】」(学習プログラム)を活用した、いじめに関する授業を年3回以上実施する。
- ⑧ SOSの出し方について学ぶ授業を年間1単位時間以上実施する。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症に関するいじめを生まないための指導を徹底する。
- ⑩ 学期の初めなどに「学校サポートチーム」会議を開催する。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、教職員をはじめ、大人は生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、児童・生徒との信頼関係などを高めていくとともに、定期的なアンケート調査や全員面接の実施等によるいじめの実態等を把握するための取り組みや、学校における教育相談体制の充実を図る。また、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなど、校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。

いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、背景にある事情の把握に努め、些細な兆候であっても、いじめでないのかとの疑いをもつ

て、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

#### 具体的な取組

- ①定期的な調査「学校生活についてのアンケート」(年3回)を実施する。
- ②計画的な2者面談(ふれあい週間、ふれあい月間)と3者面談(教育相談)の実施と生徒、保護者が相談しやすい体制を構築し、学校内に分かりやすく掲示する。
- ③生活指導部会(月1回)、企画委員会(月1回)により情報共有を迅速にし、きめ細かな生徒理解を図る。
- ④1年生全員を対象に、スクールカウンセラーによる面接を実施する。
- ⑤Hyper-QU調査及びQ-U調査を活用した生徒理解を推進する。
- ⑥「瀬田中学校いじめ問題対策委員会」によるいじめの認知の徹底。
- ⑦定期的に「外部相談機関の連絡先」を周知する。
- ⑧学級担任等による計画的な保護者面談や家庭訪問等を実施する。

#### (3) いじめへの早期対応

いじめの情報を確認し、いじめの兆候が疑われた場合には、いじめを受けている生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など組織的に迅速に対応できる体制を整える。教職員個人が情報を抱え込んだり、いじめを軽視したりすることなく、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、教職員が一体となり、保護者や関係機関とも連携を図りながら、組織的かつ迅速に対応していく。

#### 具体的な取組

- ①被害の子どもの安全確保と不安解消
- ②加害の子どもに対する組織的・計画的な指導及び観察
- ③被害及び加害の子どもの保護者の理解に基づく対応
- ④インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- ⑤重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告

#### (4) 家庭や地域、関係機関等との連携

いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくため、家庭や地域の方々、関係機関等との連携を推進する。

#### (5) 警察と連携した的確な対応

警察と、生徒の健全育成の観点から日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築するとともに、いじめ事案への的確に対応するために必要に応じて教育的意義や果たすべき役割等を明確にした上で警察への相談・通報を行う。

#### **(6) いじめ防止等に取り組む組織の設置**

いじめ防止等に実効的に取り組む組織（瀬田中学校いじめ問題対策委員会）を設置し、いじめ対策を行う中核となる役割を担うために定期的に実施する。また、この委員会は、校長、副校長、教職員やスクールカウンセラー、養護教諭等で構成する。全ての教職員がいじめ防止対策の立案に参画できるよう、取組ごとに柔軟に組織を構成できるようにする。

なお、当該委員会は情報の収集と記録、共有を行う役割を担っていることから、教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに、委員会に報告・相談する。

また、より実効性の高い取り組みが実施されるように、本基本方針の点検、見直しを定期的に行う。

## 2 本校に係る重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・ いじめられた児童・生徒又は保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 本校又は区と教育委員会による調査等

重大事態が発生したときは、設置している瀬田中学校いじめ問題対策委員会などを中心に、重大事態に対処する。その際、被害児童・生徒の保護者等の理解を得て、学校運営委員会やP T A役員等に、事実経過や学校の対応方針を説明し、必要に応じて解決に向けた協力依頼をし、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査により明らかになった事実関係は、被害の子どもやその保護者に説明する。また、本校は速やかに教育委員会へ報告し、教育委員会を通して区長及び各教育委員にも報告される。

#### 具体的な取組

- ①学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援
- ②保護者への対応方針及び対応経過の説明
- ③いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導
- ④必要に応じて、別室での学習を実施

## 第3 その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取り組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。